

## 会 議 録

会議名 (審議会等名)	平成25年度 第3回 川西市男女共同参画審議会		
事務局 (担当課)	こども家庭部 こども家庭室 こども・若者政策課 (内線3442)		
開催日時	平成26年 2月17日(月) 18時00分～20時00分		
開催場所	川西市役所 4階 庁議室		
出席者	委員	梅野 高明 委員 大崎 淳正 委員 黒田 美智 委員 篠木 満子 委員 高島 進子 委員 中谷 文恵 委員 西尾亜希子 委員 西谷 博美 委員 真鍋由美子 委員 山田 学 委員 和田 聡子 委員 (五十音順)	
	その他		
	事務局	こども家庭部長 中塚 一司 こども家庭室長 山元 昇 子育て・家庭支援課長 田淵 敏子 こども・若者政策課長 井口 俊也 同主査 鳥越 永都子 同主事 中村 陵 (指定管理者) 男女共同参画センター センター長 三井 ハル子 藤森 啓子	
傍聴の可否	可	傍聴者数	4人
傍聴不可・一部不可の場合、その理由			
会議次第	議題1 平成25年度男女共同参画施策推進事業について 議題2 川西市男女共同参画条例(仮称)の制定及び スケジュール案について 議題3 川西市男女共同参画条例(仮称)の前文について 議題4 その他 次回審議会の日程調整について		
会議結果	別紙のとおり		

# 審 議 経 過

【事務局】ご案内しておりました時間が参りましたので、「第3回川西市男女共同参画審議会」を始めさせていただきます。本日は公私何かとお忙しいところご出席いただきまして、誠にありがとうございます。まず、委員の皆さまのご出欠の状況ですが、1名の委員の方より所用のため遅れるとの連絡をいただいております。それでは、まず初めに、資料のご確認をお願いいたします。

(資料確認)

【事務局】当会議では会議録の作成を迅速かつ正確に行うため、ICレコーダーによる録音をさせていただきますことをご了承いただきたく存じます。

それでは、ここからは会長に進行をお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

【会長】こんばんは。それではこれより第3回男女共同参画審議会を開会いたします。まず、協議事項の1「平成25年度男女共同参画施策推進事業について」を議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

【事務局】では、平成25年度の男女共同参画推進事業についてご説明申し上げます。資料1をご覧くださいませでしょうか。

まず一つ目、男女共同参画施策推進体制についてでございますが、男女共同参画審議会につきましては今年度は本日を含めて3回、開催させていただきました。1回目は、24年度の男女共同参画事業の検証、本年度の事業への助言をいただきました。2回目は、男女共同参画条例について阪神間の3市を参考に、委員の皆様からご意見をいただきました。本日の3回目は、この25年度の事業報告の後に、川西市男女共同参画条例の前文についてご審議いただく予定となっております。

また、男女共同参画推進本部会議につきましては、3月中旬頃に開催し、川西市の男女共同参画条例を制定する旨について報告する予定です。

二つ目、男女共同参画プランの推進についてですが、まず、審議会女性委員登用促進部会につきましては、昨年度に引き続き、目標達成に向けて、4月以降の改選時期に向けて審議会事務局へ認識の強化を行なうため文書及び口頭で女性委員登用への取組を推進します。

仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）推進部会につきましては、職員の意識向上を図るための研修会と本年度より新たに市内事業者も対象とした講演会を実施いたしました。この講演会では、講師の渥美由喜氏ご自身の子育てと介護、仕事の両立をするために実践してきたことなどについてお話いただき、わたくしたちが自らの職場について考える良い機会となりました。

女性に対する暴力対策部会につきましては、子育て・家庭支援課が所管しておりますが、DV等虐待関連機関担当員研修会を川西市要保護児童対策協議会と共催で実施しました。今回は、「児童虐待・DV防止講演会」として、実際の現場で子どもたちを支援されている側垣一也氏に「子どもと家族に寄り添ってどのような支援ができるのかについて」お話いただきました。

また、「女性に対する暴力をなくす運動」期間の特別相談としてDVや離婚に関する法律相談が行われました。

送付させていただきました、広報かわにし「男女共同参画特集」は、11月号で「防災と男女共同参画」について特集し発行しました。

男女共同参画プランの進捗状況調査につきましては、第1回目の審議会に提出させていただき、調査報告書を市のホームページで公表しています。

男女共同参画社会の実現をめざす活動事業につきましては、6月に行ったプレゼンテーションで決定した、団体名「いないいないばあ」さんが、10月に講師による紙芝居講座などを行いました。

男女共同参画地域推進員「きづき」さんは、9月と1月に「男に介護が始まった時」をテーマに講座を実施しました。

以上で、平成25年度 男女共同参画推進事業の説明を終わらせていただきます。続きまして男女共同参画センター事業につきましては、三井センター長からご説明させていただきます。

【事務局】男女共同参画センターで今までに実施した事業については、クリップにとめてお手元にお届けさせていただきました。1枚目にチラシ等、2枚目に実施報告書の順番で並べさせていただきます。最初の方は交流会事業となっており、1枚目はセンターにロッカーがありまして、このロッカーは今までルールがないまま10数年来ていたのですが、今回利用者の方と一緒にルール作りをしたということで、交流会の事業的に扱わせていただいています。順番に説明しますととても時間がかかりますので、少しずつ割愛させていただきながら説明します。6月に周年事業、講演会や周年事業の事前の準備の話し合いや振り返りの会をしておりますので、それを入れていきます。黄緑色のチラシの、利用登録説明会と交流会というのは、この1月30日に実施したものです。ここまでが交流会事業となっており、そこから後が講座事業です。7月11日に尼崎市女性センター・トレピエ所長の森屋裕子さんに講師としてお越しいただいた「政治・選挙 男の人ばかりで大丈夫!？」という講座からが、今年度実施してきました講座の内容となっております。定員もクリアしながら順調にやってまいりました。最後に今後のPRですが、「わたしたちのまちの条例 男女共同参画条例について知ろう」という今月末の企画があり、市民企画講座、市民講師講座という枠を設けてまして、これは市民企画提案の講座になります。男女共同参画地域推進員会きづきさんのご提案でこの講座を実施いたします。以上、簡単ではございますが報告を終わります。

【会長】ありがとうございました。今の説明についてご質問やご意見はありますか。

【会長】講演会はそれぞれ何人ぐらい参加されたんでしょうか。期待していた人数は集まりましたか。

【事務局】ワーク・ライフ・バランスの講演会につきましては、市職員は47名でしたが事業者の方の参加が少なく9名しか来ていただけなく、全体で56名の参加です。DV等虐待関連の研修会につきましては、68名です。

【会長】女性の参加は多いんですか。

【事務局】はい、女性の方が多かったです。

【会長】事業所の方は月曜日ですから来ることができなかったのでは。

【事務局】月曜日の20日ということで、事業所を回りましたが参加できないところが多く、来年度は参加していただきやすい日時を考えていきたいと思えます。

【会長】センターの報告についてご質問等がありますか。

【会長】条例について知ろうということセンターでも同時並行で考えてくださるとのことですね。

【事務局】そうですね。センターの方でも、条例についてみんなで考えていこうということで実施します。

【会長】それでは、次に、議題2の「川西市男女共同参画条例（仮称）の制定及びスケジュール案について」事務局より説明をお願いします。

【事務局】資料2と3をご覧くださいませでしょうか。まず資料の2川西市男女共同参画条例（仮称）の制定についてです。

1として条例制定への取り組みに至るまでの経過について記載しています。本市では、平成5年に本市で初めての女性プラン「川西市女性プラン～うるおいのある地域社会をめざして～」を策定し、女性の社会参画を市政の重要な柱として様々な施策を推進しました。平成10年の改定を経て、平成15年に策定した「川西市男女共同参画プラン～男女の自立と平等による共同参画をめざして～」において、基本課題・男女共同参画施策推進体制の充実における施策の方向の一つとして男女共同参画推進のための条例の早期検討が盛り込まれ、条例制定に向け市民の気運醸成を図っていくことが示されました。その後、計画に基づき、男女共同参画施策の取り組みを計画的・総合的に推進してきましたが、条例の制定については、具体的な取り組みは行われておりませんでした。しかし、平成23年11月に実施した「男女共同参画社会に関する市民意識調査」の結果を見ると、性別によって役割を固定的に捉える意識には変化が見られますが、男女の地位の不平等感、特に「家庭生活」「法律や制度上」などで男性よりも女性の方が不平等さを感じています。また、社会問題となっているドメスティック・バイオレンスの女性被害者は増加の傾向にあります。これらを受けて、本市では平成25年3月に「第3次川西市男女共同参画プラン～男女の自律と平等をめざして～」を策定し、その重点課題の一つに男女共同参画に関する条例の制定を掲げました。

2として男女共同参画に関する条例についての取り組みの方向性を示しています。川西市男女共同参画条例（仮称）の制定に向け、具体的な取り組みを進めます。男女共同参画審議会に男女共同参画条例に関する諮問を行い、当審議会からの答申を踏まえ、条例案を制定します。

3つ目に条例制定の目的を記載しております。市の男女共同参画の推進に関する基本理念を定め、市、市民および事業者等の責務を明らかにするとともに、市の施策の基本となる事項を定め、男女共同参画に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、男女共同参画社会を実現することを目的とします。また、本条例が「第3次川西市男女共同参画プラン」を着実に推進していくための根拠となります。また、この条例を制定する過程において、本市の男女共同参画条例の制定に向けて議論を進めていくことにより、市民の男女共同参画に対する気運が高まり、各々の意識が醸成されていくことを期待しています。

4つ目はスケジュールについてです。資料3とあわせてご覧いただけますでしょうか。まず審議会についてですが、例年、年度内2回の審議会を予定しておりますが、条例制定に向けて取り組むということで来年度はプラス4回の審議会を盛り込んだ予算案を3月の議会へ上程していくこととしております。また、その中では前文についての意見交換でありますとか、条文本体についての意見交換を進めていくというような形で考えています。市民への周知につきましては、男女共同参画の学識経験者によります講演会や市民を交えた意見交換会、男女共同参画条例に対して広く市民の意見を聞く方向について当審議会のご意見を聞きたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。また、条例の素案、答申をいただきましたら、パブリックコメントあるいは議員協議会にかけまして、条例の素案として提案してまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。以上でございます。

【会長】ありがとうございました。それでは、今の説明についてご質問やご意見はありますか。

【委員】資料2の1の8行目あたりで、条例の制定については具体的な取り組みは行われておりませんでしたという文言があるんですが、なぜ行われてこなかったということをもし総括されているようでしたら教えていただきたいのですが。

【事務局】第2次のプランの中でも条例のことを記述をしていた一方で、男女共同参画市民意識調査でもありますように市民のみなさまの男女共同参画についての意識がまだまだ醸成されていないというところから、市としては当時、男女共同参画についての意識を醸成するため施策の推進をすることを第1目標として考えていました。

【委員】広く市民の意見を聞く方法ということなんですけども、市民というとおそらく成人を予定されているかと思うんです。ただ、みんなの意識の問題の観点からいうと学校レベルで何かこう、正式な意見聴取は未成年には難しいとは思いますが、学校レベルで参加できるようなことがあるとおもしろいのかなと。子どもがそういうことを学校で聞いてきたよという話が家に帰り出ると、ご両親がどう思うかなと。正式な方法としての提案ではなく、そういう視点もあってもおもしろいかなと思います。

【事務局】教育委員会との調整や協議をしていかないといけませんので、できるかどうか、どこまでできるのかを教育委員会と調整をさせてもらいたいと思います。

【委員】市民の意識の醸成がされていなかったのが、第2次のプランには条例化を書いていたけどもしてこなかった。意識の部分でいうと請願が出されたときにも私は意見を述べさせてもらったんですが、男女の性による家事の固定化、男性は外で働き女性は家を守るみたいな意識が少しこの間元に戻ってきつつある状況がありますよね。そういったところを含めて考えると、男女共同参画は自分の暮らしと全く別物という意識がずいぶんあるのではないかと思います。先ほどの学校レベルでの取り組みという話はとても大事だと思います。何か固定的なものを与えるんじゃなくて、例えばあなたが生まれた時にお母さんはとっても嬉しかったのよ、みたいな話を日常的にする。でもそこで、お兄ちゃんと比較されたりとか男の子だから喜んだのよ、みたいなことってすごく普通に行われている会話。そのことをもう少し考えていくともっとより良いものが見えてくるんじゃないか。

子どもからの素直な発信によって、家族の中でそんな話になる、また地域でそんな話になっていくということが、もっと人権感覚を身に付けていくというところでは、ものすごく大事な部分じゃないかなと。色んな意味で学校の教育という場で命の捉えられ方だとか人権とかきっと入っているはずなんですね、だからその中に男女共同参画という視点が入っていくともっと膨らんでいくんじゃないかと。家族や地域でどんどん話題になっていくんじゃないかという思いがありますので、市民への周知っていうのは、男女共同参画の条例を作りますよっていうことを周知するのではなくて、話をしていくきっかけなんだよみたいなのところをもっともっと早く出していただきたい。先ほどの市民企画の提案は、すごく素敵だと思います。きっかけを色んな側面を出していくことによって、色んなところでその話が盛り上がっていく、それが条例になっていく。そうでないと条例は役所が決めたものでこれって何？みたいなものでは良くないし、せっかく第2次プラン・第3次プラン、請願でも採択をされてこれから盛り上げていって、みんなのものとしての条例になっていく。より良くみんなが生きていくためのものなんだよみたいな位置づけになっていってくれるよう、本当に幅広く市民や庁内の意見聴取というところで、気楽に意見というよりも自分の思いが素直に出せる場所をたくさん作っていくことが求められているのではと思いますので、努力をしていただきたいと思います。

**【事務局】**市民のみなさまにお知らせする方法として、通常はお手元にお配りしております男女共同参画特集号、これが来年度も11月に発行を予定していますが、それ以外に諮問をした後に男女共同参画条例についての市のホームページを立ち上げ、色んな意見を寄せていただくようなことができないかなど事務局としても考えております。

**【委員】**意見交換はこの条例化のところ非常に重要になってくると私も思います。市民の中での盛り上がりは希薄なので、非常に厳しいと予想します。条例を制定していく中で重要な要素となってくる市内の事業者への告知であったり、事業者に対して返答を求めるような意見聴取に踏み込んでもいいのではないかと私は考えています。そのへんをちょっと工夫していただける余地はないんでしょうか。

**【事務局】**ご意見をいただきましたので、できるかどうか考えてまいりたいと思います。

**【会長】**学校に入っていくというのは非常に難しいのですが、子どもたちと大人が一緒になって話し合えるような場を作ることはもちろん大切なのでしょう。男女共同参画の意識が一番希薄なのが小学校の前の幼稚園だと思いますけども、幼稚園の先生や保育士の方々と話し合えたらいいですね。そういうところでできるだけ話し合いの場を工夫して考えてください。

**【会長】**他にないようでしたら、次に議題3の「川西市男女共同参画条例（仮称）の前文について」です。委員のみなさんから事前に事務局へ送付いただいた前文についてのご意見等を事務局がまとめたものです。ご自身の意見でも、他の委員の方が書かれたことに対してでも、どちらでも構いませんので、ご意見をお願いします。

これは送付されていないんですね、委員の方々には。今ここで初めて見たわけですね。

**【事務局】**はい、そうです。事務局でまとめさせていただいたのが議題3の資料で、前文メモと書

かれた用紙と「日本国憲法では」から始まっている用紙は、今日審議会が始まる前に委員の方が持参されたものをコピーしましてお配りさせていただいたものです。

【委員】各市の条例を以前の審議会でもいただいておりますが、まず日本国憲法の基本的人権の宣言は絶対に全体として必要だと思います。川西らしい前文をぜひ提案したいということで、私からも提案させていただきましたが、条例全体で行政がどこまで強く踏み込む決意があるか、そういう文言を構成するかによって、前文自体も変わってくると思います。慣例的な条例であれば表面的にさわってこういうことでしたと定めなければならない、行政が指導を行っていかなくてはならない、場合によっては予算をとらないといけないという外側をオブラートに包んだような条例もできるんですが、1つ1つの文言をきっちりとして具体的に川西でこういうことを進めていきたいなという気持ちまで盛り込んでいくと前文の構成がずいぶんと変わってくると思っています。今進めている時に非常に難しいとは思いますが、キーワードでこれだけ入れたいということでそれぞれが発言することによって全体が見えるんじゃないかなと考えますので、文章的な考え方をすると非常に難しくなるのでやはり文言で切り取っていくのがどうかと、発言しやすいかなと思ひ、ちょっと提案させていただきました。

【会長】それでは不可欠な文言をここに挙がっている中から、この言葉は入れなければならないというのを重点に置きながら、ご意見を自由にお出しいただければと思います。今、一つは「日本国憲法」が出ましたね。

【委員】私もキーワードの整理がとても大事だと思います。実は当日提出した一枚が私の分ですが、「日本国憲法では」から始まっている用紙でして、内容的にはネガティブできつい書き方になっていきますのでこれを採用してくれというわけではなく、ただ大事なこととしましては、やはり市民に男女共同参画社会の構築するというのが大事であると、法的な裏付けもあるんだということを示すためにはやはり、日本国憲法、あと女子差別撤廃条約は国際的な条約ですのでこれはずすことはできないんじゃないかと思ひます。同時に家庭においても社会においても性別役割分担はポジティブに評価されがちですが、DVや介護の問題、育児ノイローゼにしましても社会に出れば女性の非正規雇用の増加、男性も増えていますが女性の方が元々多くてさらに増加していたり、単身高齢女性の問題、母子世帯の貧困、これを含めるとやはり女性は家庭で育児と家事をというところから始まっていますので、この家庭的な性別役割分担意識はやはりさまざまな問題の根っこにあるんだと思ひますので、これは日本国憲法と女子差別撤廃条約は同じぐらい重要なキーワードだと思います。

【委員】議題3のキーワードのところは私が提案したんですけども、これを考えるときに他の3市の前文については前回の時にもらいましたので、それを読んでどういう言葉が必要かなと見てきたんですけども、先ほどお話があったように川西独自の課題とは何なのかということ話し合い、前文の中にそれを入れないとどこの市とも似たり寄ったりということになってしまいますので、川西が課題としている男女共同参画の問題は何なのかということ明らかにしたうえで、そういったものがあるのであれば盛り込んでいかなければならないんじゃないかなと思ひます。でないとなんか誰が考えても男女共同参画社会を作るための条例はそんなに大きく変わらないわけで、何か特色というかこれを目指してとかこれが目玉だというようなものを盛り込んでいけば良いと思ひます。

【会長】それは私もなくてはならないものだと思います。川西がどういう市を目指しているか、どういう街を目指しているかでガラッと変わってくると思います。

【委員】今日尼崎市と宝塚市の友達と会って男女共同参画を知っているかどうか聞きました。全く知らない。条例があると言っても知らないし、言葉も知らない。だから条例制定しても全然知らないなって感じたんです。読んだらって言ったら難しいと。それで私が提案させてもらったのは、誰が読んでもわかりやすい条例にしたいってことと川西の特色を出してもらいたいこと。とにかく単純にわかりやすい言葉の方が市民は読みやすいんじゃないかなと思います。

【会長】宝塚市と尼崎市の前文は行政の方が書かれたという印象ですね。だけでも川西市の場合は、市民からもう作らないと駄目ですという切迫した気持ちが表れて、あくまでも市民の言葉で前文はしっかりと書いた方がいいと思います。自分たちが納得した言葉で。

先ほど委員がおっしゃられました日本国憲法と女子差別撤廃条約は、国際的に普遍的な問題で。そして現実の問題としては、基本的には固定的性別役割分担が社会に浸透していて、それにみんなが気が付かないけども女性の潜在能力を活用できていないということですよね。よほど女性が自ら気付いて壁を打ち破らないと男性と同じくらい認められないと思います。

【委員】小学校で川西について勉強すると思うんですね。そこで川西が何を誇りにしているかとか、例えば多田神社やいちじくとか色んな自慢できるものが書かれていると思うんですけど、芦屋の条例を見て阪神大震災で被害が大きかったところなので、その経験を上手に前文に入れている様子を見て、川西だからこそより良い、みんなで頑張っていこうみたいな。イメージで言うと小学生が読んで嬉しくなるようなものができたらいいなあと思います。

【委員】川西の特色を盛り込もうというご意見はすごく尊重している反面、本当にそれが出るのかなという疑問もあります。男女共同参画社会の構築っていう話になりますと、それぞれの市町村が違いを出せるのか。書き方を変えるだとか前向きな書き方にしようとかはできるのかもしれないけど、地理性とかはどうなんだろうと。また危惧する点としては、それを出そうとするがために焦点がぼやけてしまうのではという心配があるのと、議題3の資料を見ていてなるほどなと思ったのが、挿入したい文章で多様な価値観や生き方を認め合い、男女ともに支え合う社会の実現とありますが、この多様な価値観や生き方を認め合うというような書き方で男女と言う場合に、いわゆるセックスジェンダーが一致した人だけを男女と呼ぶのか、それとも体は男だけど女として生きているとかさまざまな人がいますが、そういう人たちも含めたいと思ったんですね。性自認だとかの言葉を避けて多様な価値観や生き方を認め合うと書くのも一つの方法なのかなと思いました。

【委員】私も出させてもらったのは憲法の部分なんですね。今おっしゃったようにパッと見ただけではわからない色んな生き方を認めていく、条例っていうのが一定の縛りになっていく。でもそれで市民を縛ってはならないと思うんですね。色んな人たちが色んな価値観の中で生きていってそのことも認め合えるよっていうことは根本に入れておかないと、女性が男性と同じように働くことが男女平等だとかいうような少し一面的な捉え方をされる方がいると思うんです。男性でも家において子育てをするという人もあってもいいだろうし、さまざまな生き方も含めて認め合っていくという



ような部分を一つ大事にしていきたい。今のままで良いではなく、やっぱり憲法に書かれているように個人の能力をきちんと活かすことが出来る社会を求めていくという目的を持っていなければならないだろうと。そこで今置かれている立場の中で、日本はジェンダー指数などはどんどん悪くなっている状況がある。このことは、女性だけが悪くなっているのではなくて男性の働き方等々も含めて悪くなっているというところで、やっぱり一緒に自分たちが輝いて生きていきたい、みたいな気持ちを持っていきたいと思います。取っ付きやすい言葉で誰が読んでもわかりやすくというのは、すごくキーワードだと思うんですね。そういった部分の中で表していけたらなど。男女というよりも個人が人間らしくみたいなどころの方に、視点を当てた方が話としてはしていきやすいと思います。それを認めなければならないではなくて、認め合おうねっていうような部分を大事にしていきたいなと思います。押し付けるのではない、でもこれができることによってみんなが誰もがより良く生きていくためにある条例のように位置付けになっていってくれたらなと思いますので、本当に自分が自分でいいんだよというところと、もっと自分は能力を活かしていきよ、もっといきいきとこの街で暮らしていけるよ、川西ってそんな街なんだよ、そんな街を作ることをみんなでやっていくんだよというところが大切です。だから条例を知りませんとか読んだことがありませんではなく。気付きななんていっぱいあると思うんです。私の時代は、子どもが産まれた時に女の子を産んだの、みたいな視線がなんなのっていうところと、それぞれの家では色々な価値観の中でみんな生きている。だからそれがすぐにダメではなくて、何でということも含めてきちんと熟成できるような街になっていけたらなど。人から強制されて変わるのではなく、自らが変わっていけることができるような条例になってほしいと思います。

【会長】私は地域性を出して、男女共同参画の理念がぼやけないような形で、男女共同参画社会のあるべき姿をその地域の色にする、地域の社会性の基盤にする、そのような意味で地域と男女共同参画の条例の内容を繋げるような形で書きたいということです。先ほど事務局でお話している時に、「第5次川西市総合計画」の中で市のスローガンをどのように立てておられるかお聞きしましたら、「であい ふれあい ささえあい 輝きつなぐまち」であり、それがこれから男女が共に一人の人として対等に輝く社会関係を大事にしていくためには、男女共同参画の理念が当然前提にされていると私は考えるんです。平等で対等にどの分野でもみんなが支え合う社会は男女共同参画でないと実現しません。そういうことをはっきり書きたいということなんです。そうでないと行政の難しい言葉で何がなんだかわからないという感じになってしまう。それを目指す社会が一番幸せな社会だと思います。前文では、理念は理念として、取り上げる言葉はきちんと書きたいと思います。憲法とか女子差別撤廃条約とか。

【委員】先ほど他の市で普通に生活していて条例があるということに市民が気付かないという問題は、やっぱり何とかならないかなと思います。逆にいうと他の市はそれができていないと思います。条例と条例細則みたいなものに分けて、条例は徹底的に簡単に、それこそ中学生が喜んで読めるように。社会という科目の良い勉強になると思うんですね。どういうふうに市で条例ができていけるか、そこに拘束性がなくてもこうしたいという思いが。みんなそれぞれ優先順位つけていい部分はちろんありますが、やっぱり世の中をちゃんと回すためには優先順位を守ろうねっていうところを含めて、わかりやすい言葉で。芦屋市の前文はととてもいいと思って拝見していましたが、中学生が読めるようなもの、これが条例っていう感じで作って、難しい定義や言葉を一緒にくっつけるとなかなか条例として扱えなくなるんじゃないかと。だから体裁をちょっと工夫してみんなが読みやすい

ものを川西は持っていますと。難しい法律用語などは細則にくっつけて、施行規則とか何でもいいんですけど。他の市ではしていないことかもしれないけども、先ほど言われたように条例なんて知らないとならないかなと、本当に読みやすいものが広まるのかなと。そのへんはちょっと工夫次第で。とても大事なことを言っているのに、こういう拘束力がない場合は作っても誰も見たことがないなら意味がないと思います。

【会長】日常のような言葉を連ねて書いても、読まない人は読まないんですね。近づかない人は近づかない。そういうところは現実としてあるんです。逆に読む人は、難しい言葉を使っても前後の文章からこれはこういうことを意味している、その深い意味を考えて勉強しているわけですよね。だから広め方にも工夫がいると思うんですね。おそらく作りっぱなしというところが多いと思います。

【委員】たしかに解りやすい言葉も大事だとは思いますが、日本国憲法だとか女子差別撤廃条約だとかこういうものが入っていることによって、それだけの裏付けがあるんだと、文字でも納得してもらうことも大事だと思うんですね。ですので、条文自体をやわらかく解りやすくしなくても、条文は条文できちっと必要なキーワードは入れて、みなさんに周知していくためにはやわらかい言葉で解説するような冊子であったりビラであったりをお配りして、文言を変えたり解説の仕方を変えて理解していただくという方が、いいんじゃないかなと思います。

【委員】私の川西らしさというところは、会長の方でフォローしていただき、その通りだと思います。私が前文メモを出させていただいたんですが、男女共同参画の推進で私自身重要であると思っているのが、安倍内閣になり経済の回復もそこそこ図れているところで、背景的な部分、女性の労働人口が少し改善されたという発表がありました。若い方と子育ての終わった方が就業人口が高く、子育て期間中の女性が就労したくてもできない状況が少し改善された。こういうことが非常に重要だなと感じています。単純に女性差別をなくしていく、経済的に女性がしっかりした足を持って立つ状況がないとなかなか難しい部分があるんじゃないかと感じますので、その部分の裏付けが非常に重要になってくるんじゃないかと思います。働く女性が増えないとこれからの日本は先行きが経済成長が全くありませんので、女性側の進出で働ける社会の構築を私ほどこかで迎えたいと思っています。そのために行政が何をするか、強く働きかけてもらいたい。実際に働きかけていく姿勢を打ち出してほしい、打ち出していくときだ、それが川西で作っていく男女共同参画条例だと思います。ですので文言的に切り取っていくと、川西市内における企業団体は市民とともに何人も市内において性差による阻害を受けることなく働き、活動していく環境を構築しそれを継続していくこと。要は性差による阻害を受けることなく、安心して働けるという文言を入れたいなと思っています。

【会長】労働の現場で女性がちゃんと働けるためには、家庭も学校も地域も男女平等でない駄目ですね。この4つを流れて書かないと私は駄目だと思います。

【委員】私は強く最初に経済からいかなないとなかなか進まないと思います。4つ同時がもちろんいいんですけどね。

【会長】経済的自立ですか。

【委員】そうですね。

【会長】経済的自立がなかなか難しいのは、家庭の問題があったり、ワーク・ライフ・バランスができない、学校の教育が不徹底とかそういうことがありますね。

【委員】事業所の協力がないと、まず女性が男性と同じ数だけ従業員としていないといけない、父親が積極的に子育てに参加するにしても事業所の協力がいないといけないし。

【会長】事業所の意識改革は、日本の企業を見ているとなかなか難しいんですね。ですから男性の生き方も変わりようがないというか。そんな厳しい状況です。

【委員】川西はまずそこに取っ掛かりをつけて。

【会長】前文メモの注とあるところがちょっと意味がわからないんですが。概念にとどまらず具体性を持たせるというのはわかるんですが、市民意識調査では共同参画意識はほぼ醸成されているとはどのような意味ですか。

【委員】市民意識調査を見ると、少しずつ改善されてきて概念としてはみんな男女平等だと思っているけど、実際自分に置き換えた時にはできてないなというのが現実かなと。自分を変えるためには外側の枠から変えていかないといけないと思います。

【会長】副会長何かありますでしょうか。

【副会長】まだ全委員のみなさんが発言されていない中で、日本国憲法だとか女子差別撤廃条約だとか、固定的な性別役割分担とかははっきりしたものが見えてきた一方、議論がまた違う方向にいつていますから、もうちょっとキーワードを出していただきたいなと思います。みなさんそれぞれご専門の立場がおありで、そういう視点もあったんだとみなさんご自身の周囲の方、先ほどのような尼崎市と宝塚市の方がおっしゃったようなご意見から、じゃあ川西市ではどのようにしてキーワードを入れていくか。普段の生活の中で男女共同参画を捉えているかはすごく大事なことだと思います。ぜひ、みなさんにご発言をしていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。その中で私自身は、今回必ず出るだろうと思いました日本国憲法だとかはみなさんにお任せして、私自身の分野から入れていきたいものがやはり経済的な部分からいきまして、議題3レジュメの裏面下から2つ目と3つ目なんですけど、川西の前文に川西市民の方に訴えていく客観的な経済の部分から言いますと、女性の社会進出がいかにか日本の経済を押し上げているかということが実証されているんですね。小さいころから男女問わず小学校の子でも中学校の子でも、やっぱりそうなんだというふうに前文を読んだ時にそういったことは他の3市書かれていませんから、そのあたり川西の活力という点で出していくという部分で簡単に書いていますけど、こういう文面的なことを川西の活力という部分で言っていきたいなと。少子高齢化という問題も含んでいます。もう一つ上の部分は、やはり前向きな前文にしたいという中で、川西市は男女共同参画の意識、取り組みが先進的だったということを市民に、子どもたちに伝えたい。それがいつの間にかうやむやになってしまった時期

があってですね、条例が遅くなっているというが、川西は先進的だったんだよ、実際婦人センターが国よりも10年以上早くからできていたという歴史的な部分というのを川西は持っている。もう一回先進的になろうよみたいな文面を入れておきたいかなと。そういうところでちょっと3点ご紹介という意味で、センターの創設と庁内でも婦人対策担当というのが、国が基本法を出すより10年も前にできていたこと、パレットの運営であるとか、市民企画員の方がすごく川西は頑張ってるという現状の取り組みが川西らしさになるのかなと。ですので、現状の取り組みで川西のオリジナリティは十分出せるかなというところを強調させていただきたいなと思います。

【委員】「日本国憲法では」で始まる用紙が私ですが、6行目の個人が潜在能力を発揮しやすくというのは、特に女性、女性という個人、性同一性障害の人たちも含めての潜在能力ということを表しています。社会としても発展というかたちで恩恵を受けることができるはずですよというのは、特に経済成長のことを指しています。ですが男女共同参画の構築ってというのは、女性のためだけじゃなくて社会にとっても利益があるっていうポジティブな姿勢はやっぱり出せればいいなと考えています。その中でやはり女性が今まだ十分に働けていなくて経済に寄与できていない部分がありますし、実際、OECDだったり国連が警告を發していますね、日本はもっと女性の能力を生かすべきだと。そのあたりを上手に生かせればいいかなと思いますね。

【委員】私はもっとこの場で盛り上がっていきなりたいなと思います。色々な意見をキャッチボールできたらなと思うんですね。色んな見方があってというところで、経済というのは女性が働くという一辺倒だけではないと思うんですよ。先ほどおっしゃったように女性の社会進出はとても大事です。労働というだけでなく、地域で色んな役をやっていくというような状況でも、川西は住宅都市できたので比較的働いていない女性が新しい団地にはたくさんおられた。だから、地域が育っていったというのは、絶対あると思うんですね。PTA活動や子ども会活動、自治会活動、コミュニティ活動といったところでかなり大きなウェイトを働いていない女性が担ってこられたという側面は、川西はあると思います。それは私がいつも働いてきたからで、今までの時代、今もそうですけど女が一人前に働くと家は寝に帰るだけという状況でなかなか地域貢献できてないのが今の実態だと思います。残念ながら今は女性も男性もフルタイムで働いてたらなかなか地域に貢献されてないだろうなと。でも今はそれはおかしな世の中だよということで、働いていても地域に貢献できるように、地域だけでなく家族にも貢献できるようにというような形の社会を構築していきましょうという流れになっていっていると思うんですね。川西が地域分権をという形では、そのの街に住んでいる私がこの街の主人公で家族も支え合うし、地域も支え合うという大きな意味の社会進出を促進してることが、良い街なんだよというところはとても大事だと思っています。その一つがきっと女性が働いてGDPを高めていくとかもあるかもしれないが、私たちが豊かに暮らしているとか安心して生活していく地域を作る。さっき会長がおっしゃたみたいに川西をどんな街にしてくのというのは、どんな街に住み続けたいというところと同じだと思います。その目的がこの男女共同参画の条例で大きく言えば憲法だと私は思っているのです。自分が今住んでいる家と地域と働く場所とか色んなところで、自分でいい、いきいき活動できる、それが川西だというような部分が認め合えたり、もっともっと良くなっていくというための条例だと思っているので、川西の特徴と言えそうということもあるんじゃないかなと。もちろん保育所の整備や子育ての、でも家にいる子育ての人にだって保育所の一時預かりだとか子育てサークルだとか役に立つべきものなんですよ。特別な人のものじゃなくて、子育ての拠点に保育所やら幼稚園やら学校がある、そこに行くのは働いていても働いてい

なくても、少しずつ社会が動いている中でそんな世の中を自分たちが作っていく、というその要にこの条例がなっていってもらったら私も嬉しいので、意見としても出し合えたらと思います。条例作りました、私は審議会の委員で、ではなく、こんな意見も出てこんなことやってきたのよと言って、近所で喋って、そんなことしているの、みたいな地域になっていけるきっかけだと思います。日常的に生活していることが実は憲法とか法律とかに関わっているっていうのも別に意識はしませんが、そういうことなんだと思うので、文言のところで今女性が置かれている状況は、かなり遅れていたり苦しい立場です。特に貧困と格差の広がりには女性のところで大きいので、その被害に遭っているのは女性で、DV問題もありましたし、本当にいつも弱い立場に置かれている人たちが、ターゲットになっていく。その弱い立場の女性からまた弱い立場の子どもたちがその被害に遭ったり、高齢者の虐待になったりしているということもみんなトータルなんですよ。そういうことを位置づけたものが、この条例であるべきだと思っているので、そんな話をもっとできたらいいかなと願っています。

【会長】 それでは後の時間は、ご発言されていない方に発言していただきたいと思います。

【委員】 みなさんの意見を聞くたびに、そうだなと思っていたんですが、やっぱり原則、読めないことには何の意味もないので、簡潔に誰にでもわかりやすく、しかも基本の文言をきちんと入れることが大事なんだと思いますね。先ほどおっしゃられたように、簡潔にして細かいこと詳しいことは細則で、もっともっと知りたいという人はそれで見ていただければいいので、最初から芦屋市の条例のようだと市民は読めないわとなると思うので。それと経済のことは、大事なのでどこかの部分で謳っていただきたいなと思います。私自身が大学の図書館で働いていた時に、女性の助手は万年助手で、自分が教えた人が助教授になったりして、すごく女性の先生が情けない、悔しい思いをされているのを見てきました。今は市立の図書館にいますが、いらっしゃる市民の要求で大抵男性の方が、女性蔑視が多くて、「あんたじゃ話にならん男性職員を呼べ」と、こういう感じで言われるのでやはり男性への教育ってすごく大事だと思います。子どもに聞いてたら割と学校では、男性を先に読んでから女性ではなく、五十音順で名前を読んだりとか女性も強い部分もあるんですけど、やっぱり教育が大事なんで、条文を作るときに中学生がわかるのはもちろんですけど、子どもバージョンもぜひ作っていただきたいと思います。本当に小さい時から教育していけば、今すぐには無理でも私たちの後の世代がきちんとなくなっていくんじゃないかなと思います。そのステップを作ってやればいいんじゃないかと思っております。

【委員】 私の住んでいる地域は古い、昔の地域なんです。男性の手伝いをして、商売をして、子育てをしてというのが当たり前の時代だったんですね。お姑さんもいますし、全部女性にかかっていますけど、それでも家を任されている感じはありました。この条例ができて、実際に男性が聞いてくれるかどうかは問題です。昭和の初めや大正生まれの方もおられますからね。

【委員】 JAには女性会はあるけど、男性会はありません。女性会は活動がすごく、お稽古事やら全て女性が出席していて、男の人は家でたむろしているというような状況で、ふと考えると女性会があるから女性の活動は浸透しているのかなと。男性はそういう会がないので、最近ようやく、「おやじのアジト」という会社勤めを辞めて集まる場所がないからそういうことをしようかという話が、今年初めて出たところです。女性会は昔からあります。役員が大変だと色々あるんですけど

ど、広い地域と交流もしますし、あちこち見学にも行きますし、そう考えたら結構JAって女性強いなって思いますね。

【会長】今は女性会の枠を超えて各グループに女性の理事が二人ずつぐらい出てますけど、阪神間だけは一人なんです。

【委員】役職としての女性は少ないですけど、私たち主婦とか一般のサークル作りとか勉強会とかは、色々な事を立派にされてますし、横のつながりでみんなが盛り上がるというのは、すごいです。

【会長】その中で男女共同参画について語り合う機会がありますか。

【委員】全くないです。

【会長】この審議会が一番最初に出ましたけど、そういう場にちょっと関心を持ちはじめた人たちがいるんだったら、その方からお話の場を作っていくっていうことが種を蒔いていくっていうことですから。

【委員】そう感じましたけど、男女共同参画っていう言葉自体が取っ付きにくいんですよ。これはいつもないと駄目なんですよ。もっとわかりやすい方がいいなと思います。

【会長】他に発言されていない方、お願いします。

【委員】男女共同がどうこうというよりも、条文自体っていうのは論理的に書くのか感情的に書くのか。

【会長】感情的には書かないです。こういうふうにしましょうという約束をみんなで作っていくものです。

【委員】経済の話が出たんですけども、川西だけの問題ではないと思うんですよ、はっきり言って。日本、もっと言うなら世界、そういう中の位置づけを踏まえるのは当然なんですけども、じゃあ川西として経済が縮小するのはなぜ悪いのか、そもそも。人口が減少してきて一億人をきって、100年後には5,000万や6,000万という数字になった時の経済はどのように位置づけられているのか。つまり、今後訪れる少子高齢化の中で、市民生活の中において大切になるのは社会保障。そこをいかに守っていくかということが、この場で議論する経済の話だと思います。論理的に書くっていうのは、そこまで求めた方が今後介護であったり年金であったり、そういうことを含めて川西市ではどういうふうな形で今後を迎えるのか、そういうところの方がいいんじゃないかなと個人的に思います。それが川西らしさといえれば川西らしさかなと。川西の人口の推移を追ったり、そういうことに絡めながら前文を書いた方が、わかりやすいのかなと思います。

【会長】色んな問題が出ましたよね。社会の活力とか発展をどう捉えるかっていうのは、人によっ

て違うと思うんですよ。アベノミクスに賛成の人も反対の人もおられるでしょうし、だけど女性が経済的に自立するっていうのはいいと思いますけども、なかなか実現しない。非正規で働いている女性労働者多いし、その問題もありますよね。どういう雇われ方を今女性がしているかという問題も含めて、男女共同参画はまだまだ浸透していない。一通り皆さんにご発言していただきましたが、委員さんがおっしゃったような、話が沸騰するようなところにはまだはいかないですけども、だいたいみなさんがどういうお考えを持って、どういう問題があるかお互いに理解し合えたかと思うんですね。それで事務局の方は、前文をどういうやり方で言葉として成立させますか。

【事務局】今いただいているキーワードの数もまだまだ少ないように思うんですけども、いかがですかね。今日もあまり時間がありませんので、できましたら新年度になった時に、今日キーワードを初めて目にされた方がほとんどだと思いますので、なかなかじっくり読み込む時間が足りないというのが現状かなと思いますので、もう一度次回キーワードを含めて書きたい言葉というよりもキーワードから意見などを聞く中で自分のイメージを膨らまし、書きたい文章などをみなさんと意見交換する中で具現化していく方向にキーワードを膨らますような形で次回ご議論いただければと思うんですが、いかがでしょうか。

【会長】でもキーワードはだいぶ揃ってるんじゃないですか。これで皆さんのイメージを膨らませてお互いの意見を尊重し合いながら、何らかの形で具現化しないといけないと思いますけど。

【事務局】それでは本日いただいた言葉を基に、肉付けしたような形の文章に落とし込む方がよろしいですかね。

【会長】その方が話が進むと思うんですよ。みなさんお忙しいと思うんですけど、できればそうしないといつまで経っても前進しません。言葉を繋ぎ合わせるだけでもいいですから。

【事務局】それではいただいたキーワードなどを基に、事務局でその作業をさせていただいてよろしいですか。それともみなさまが提案という形でお出しいただいた方がいいのか。

【会長】事務局がしてくださるんであれば、してくださってもいいとみなさん思ってるんじゃないでしょうか。

【事務局】4月に次回を予定しております、もしみなさまから提案をいただけるのであれば、それを尊重しながらまとめさせていただければと思うんですが、よろしいでしょうか。

【会長】出せる人は出していただいて事務局でまとめていただくということでよろしいですか。

【委員】キーワードを整理させていただいてよろしいでしょうか。今回出たのが、日本国憲法、家庭・職場・学校・地域、女子差別撤廃条約、多様な価値観や生き方を認め合う、性別による固定的な役割分担意識をなくす、本市が男女共同参画に取り組みに先進的であるという内容、少子高齢化社会と女性の社会進出による社会が発展するというポジティブな部分の内容、以上ですかね。他にありましたでしょうか。

【会長】あと基本的人権とか日本国憲法で謳われている言葉は大切だと思います。

【副会長】あくまでも今日のキーワードに少し肉付けしてもらい、4月の段階でまだこれが足りないとかをまたみなさんで議論すればいいかと。今日のキーワードで結構できると思います。

【会長】いつごろまでに事務局へ提出すればいいですか。

【事務局】3月の頭ぐらいまでにお願ひできればと思いますがいかがでしょうか。

【委員】審議会は限られた時間なので事務局が作ったものを前もって読ませてもらって意見を持って参加させていただければと思います。

【事務局】事前にお手元にお配りさせていただくようにします。

【会長】その時に事務局案だけじゃなく、提出された委員の方の原文のコピーも一緒にいただけますか。

【事務局】わかりました。次回は4月の中旬以降を予定しており、その時に正式に諮問をさせていただければと思いますので、よろしくお願ひいたします。

【会長】それでは司会を事務局へお返しします。

【事務局】本日は熱心にご議論いただきまして、ありがとうございました。ご提案もさせていただいてますとおり、3月上旬を目途に前文について、今回のご議論を踏まえたご意見・肉付け案などございましたら事務局の方までご提出ください。さらに、それをベースに事務局としてのたたき台を検討させていただいて、次回の審議会の方でご議論をしていただき、資料はできるだけ前もってお送りさせていただくようにさせていただきます。こういう形で進行の方をお願ひしたいと思いますので、どうぞよろしくお願ひいたします。次回の審議会は、平成26年度4月の中旬から下旬のあたりで開催させていただく予定としております。改めましてご連絡いたしますので、よろしくお願ひいたします。次回の審議会は、市長の方から諮問をさせていただくとともに前文についてご議論を頂戴するという予定としております。それでは、以上を持ちまして平成25年度第3回男女共同参画審議会を閉会とさせていただきます。本日は誠にありがとうございました。